

税のひろば



主婦のパートと税金

最近、女性の勤労意欲が高まってきたせいか、パートで働く女性が多くなってきました。

パートで働く目的は、レジャーやマイホーム資金を得るためなどさまざまですが、なかには社会とのふれあいを持つために働くという人もいます。

主婦のパート収入でも、ある一定額を越えまると、夫の所得から配偶者控除が受けられなくなったり、主婦自身が税金を納めなければならぬ場合もあります。

そこで、主婦がパート収入で働いたときの収入と所得税の関係について説明いたします。

一、配偶者控除が受けられる場合
所得税は、一年間の所得金額から

ら配偶者控除、扶養控除、基礎控除など十四種類の所得控除を差引いた残額に税率をかけ、税金を算出します。

配偶者控除については、ことしは二十六万円となっていますが、配偶者控除を受けるためには、妻の所得が一定額以下でなければなりません。

例えば、主婦の所得がパート収入による所得だけの場合、その所得が年間二十万円以下であれば配偶者控除が受けられることとなります。この「所得二十万円以下」というのが配偶者控除を受けるための一つの要件となっています。

パート収入は通常給与所得となりますから、そのパート収入から最低五十万円の給与所得控除を差

引いたものが所得とされます。従って、パート収入による所得二十万円というのは、収入では七十万円に相当し、これを月々に換算しますと、およそ五万八千三百円となり、これ以下の収入であれば、夫の所得から配偶者控除を受けることができるわけです。もちろんこの場合は、パート収入に対して所得税はかかりません。

二、パート収入に税金がかかる場合
主婦のパート収入がもつと多くなりますと、配偶者控除が受けられなくなったり、あるいはパート収入に対しても税金がかかってくるようになります。

以上のようなことを図で示すと次のようになります。

パート収入に税金がかかる場合

(単位万円)

76	パート収入が76万円をこえる場合 (月額約63,300円超)	① パート収入に対して税金がかかる。 ② 夫の所得から配偶者控除が受けられない。
70	パート収入が70万円をこえ76万円(所得26万円)以下の場合	① パート収入に対して税金がかからない。 ② 夫の所得から配偶者控除が受けられない。
0 (収入)	パート収入が70万円(所得20万円)以下の場合 (月額約58,300円以下)	① パート収入に対して税金がかからない。 ② 夫の所得から配偶者控除が受けられる。

※ パート収入－給与所得控除＝所得

(所得－所得控除)×税率＝税金

① 給与所得控除は最低50万円です。

2. 所得控除は基礎控除の26万円だけとしました。

日頃、役所の仕事のことで、処理がおそい、こうして欲しいのだが、どんな手続きをするのかわからない、不親切な扱いを受けたなど、役所に対する苦情、要望、相談、意見などをお持ちの方はいませんか。

このような方のために、行政管理局では、「行政相談制度」を定めました。

こういう方は
いませんか？
行政相談所を設置

料です。名前を出したくない方、申し出の内容を秘密にされたい方は、ご希望に沿うようにします。

＜こういうものを扱います＞

・ 恩給・防犯・公害・不動産登記
・ 学校教育・社会教育・遺族援護
・ 老人・母子・児童・身障者福祉
・ 生活保護・農地転用・土地改良
・ 道路・河川・下水道・消防など

役所の仕事なら何んでも扱います。
なお、捜査に着手している刑事事件、裁判中のものや判決のあったもの、私人間の争いごと、政治問題は一切取り扱いません。